

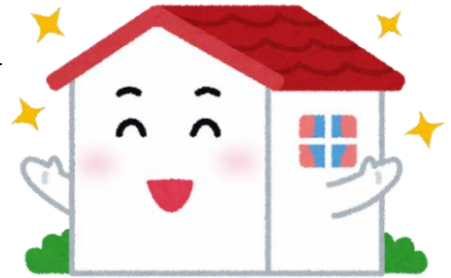
# 川辺町定住促進助成金について

川辺町では定住人口の増加を図るため、川辺町定住促進助成金制度を実施しております。  
町内に住宅を新築または住宅を購入した方に対して『定住促進助成金』を交付します。

## ●対象となる方

次の1~4の条件すべてにあてはまる方が対象です。

1. 川辺町内に新築、もしくは建築後3年以内の住宅を取得された方
2. 川辺町の住民基本台帳に登録し、かつ、生活の実態があること
3. 住宅に入居する世帯全員の町税等に未納がないこと
4. 住宅取得に際し、関係法令及び条例等に違反していないこと



## ※対象外となる住宅

- ・別荘等の一時的居住を目的とした住宅及び賃貸目的で取得した住宅
- ・国、県又は町等公共工事に伴う移転補償、損害賠償等の補てんを受けて取得した住宅
- ・住宅を共有で取得した場合に当該住宅に居住する世帯員の合算した持ち分が2分の1未満となる住宅
- ・相続又は贈与等の取得対価の伴わない方法により取得した住宅

## ●対象となる住宅

玄関、居室、便所、浴室及び台所を有し、利用上の独立性を有する住宅（賃貸住宅は除く）

※床面積の制限はありません。

※詳細な要件については、企画課までお問い合わせください。

## ●助成される額

基準額…10万円

子育て応援加算…子ども1人あたり5万円の加算

※『子ども』とは、申請者と同一世帯に属する

18歳到達年度の末日（3月31日）までの者をいう。

(例①) 世帯に子どもがいない場合…10万円（基準額のみ）

(例②) 世帯に子どもが1人いる場合…10万円（基準額）+5万円（子育て応援加算）=15万円

(例③) 世帯に子どもが4人いる場合…10万円（基準額）+20万円（子育て応援加算）=30万円



## ●申請方法

『川辺町定住促進助成金交付申請書』に次の書類を添付してください。

**※住宅を取得した日又は本町に転入した日から1年以内に申請をしてください。**

- (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 建物の登記事項証明書(表題部と権利部の記載がある証明書)
- (3) 住宅の案内図及び平面図(建築確認又は契約書の附属図書)
- (4) アンケート(提出は任意です)
- (5) その他町長が必要と認める書類



【問い合わせ先】 川辺町役場 企画課 0574-53-7213